

京都市告示第 298 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 8 月 24 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
日野薬師線	伏見区日野西川頬32番地の5地先から	旧	メートル 50.20	7.25 ～メートル 8.25
	同区日野西風呂町1番地の6地先まで	新	50.20	7.68 ～ 10.69

(建設局道路部道路明示課)